金商業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

金冏耒有寺向けの総合的な監督指針「新旧対照表(条)	
改正案	現行
VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)	VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)
Ⅵ-2 業務の適切性(投資運用業)	Ⅵ-2 業務の適切性(投資運用業)
VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性	VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性
VI-2-2-2 勧誘·説明態勢	VI-2-2-2 勧誘・説明態勢
(1)(略)	(1)(略)
(2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項	(2)契約締結前の書面交付に係る留意事項
①~⑥ (略)	①~⑥ (略)
⑦ 金商業等府令第 96 条第1項第3号に掲げる事項につい	(新設)
て、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該	
投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名	
<u>に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載す</u>	
<u>る場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」</u>	
としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に	
係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存される	
ことにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を	
確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。	
(3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項	(3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項
①~③ (略)	①~③ (略)
④ 金商業等府令第 107 条第1項第7号に掲げる事項につい	(新設)
て、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該	
投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名	
に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載す	
る場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」と	
しては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係	

改正案	現行
る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されるこ	
とにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確	
認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。	
VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性	VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性
VI-2-3-5 ESG考慮に関する留意事項	VI-2-3-5 ESG考慮に関する留意事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)開示	(3)開示
①~④ (略)	①~④ (略)
⑤ 定期開示	⑤ 定期開示
ESG投信の交付運用報告書(上場投資信託の場合には継	ESG投信の交付運用報告書(上場投資信託の場合には継
続的な開示書類。以下同じ。)に、以下の事項を継続的に記載	続的な開示書類。以下同じ。)に、以下の事項を継続的に記載
しているか。 イ. ~ ハ. (略)	しているか。 イ. ~ ハ. (略)
イ. ~ハ. (略) ニ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投	イ. ~ハ. (略) ニ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投
一、投資信託委託会社として、ころほで工会な安潔とする投資戦略に関連する個別の公募投資信託固有の方針又は全社	一. 投資信託委託会社として、ころほど主要な要素とする投 資戦略に関連するスチュワードシップ方針がある場合、当
的なスチュワードシップ方針がある場合、当該方針に沿っ	該方針に沿って実施した行動
て実施した行動	
ホ. (略)	木. (略)
⑥ (略)	⑥ (略)
(4) (略)	(4) (略)
Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)	Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)
Ⅷ-2 業務の適切性(投資助言・代理業)	Ⅷ-2 業務の適切性(投資助言・代理業)
Ⅷ-2-1 投資助言業に係る業務の適切性	Ⅷ-2-1 投資助言業に係る業務の適切性
Ⅷ一2−1−2 勧誘・説明態勢	Ⅷ−2−1−2 勧誘・説明態勢
(1)(略)	(1)(略)
\ ' / \MH/	\ 1 / \MI/

改正案	現行
-----	----

(2)契約締結前の書面交付及び契約締結時の書面交付に係る留意 事項

金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 106 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる事項について、分析者等の 氏名又は投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名に 代わり、金融商品の価値等の分析若しくは当該分析に基づく投 資判断を行う部署の名称又は助言の業務を行う部署の名称を 記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体 制」としては、例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者 の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存 されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記 録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の広告に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅷ-3 諸手続(投資助言・代理業)

(新設)

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の広告に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-3 諸手続(投資助言・代理業)

改正案	現行
VII-3-1 登録	Ⅷ-3-1 登録
(1)体制審査の項目	(1)体制審査の項目
①・② (略)	①・② (略)
③ 金商業等府令第6条第2項の規定により金融商品の価値等	(新設)
の分析に基づく投資判断を行う者から除かれる者がある場合	
には、以下の事項に照らし、当該者を適切に管理する体制とな	
<u>っていると認められるか。</u>	
イ. 顧客からの照会に対して速やかに回答できる態勢となって	
いる等、当該者の氏名を適時適切に把握していること	
口. 当該者が法第 29 条の4第1項第2号イからりまでに該当	
した場合には適切な処分を行う等その業務状況を適切に管	
理すること及びそのための社内手続き・ルールが設けられて	
<u>いること</u>	
<u>ハ. 当該者の業務状況を事後検証できる態勢が整備されている</u>	
<u>こと</u>	
(2) (略)	(2) (略)
VII — 3 — 2 (略)	VII — 3 — 2 (略)
Ⅷ一3一3 投資助言業務に関する帳簿書類関係	(新設)
(1)投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成につ	
いては、以下の点に留意するものとする。	
① 投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面には、助	投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成に当たっ
言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買の	ては、助言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買
別(有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又	の別並びに、口頭で助言を行った場合にはその要約を記載するもの
は有価証券指標の動向を含む。)を記載するものとする。	とする。また、書面で助言を行った場合には当該書面の写しを保存

改正案	現行
② 投資顧問契約に基づく助言を文書で行う場合には、当該文	するものとする。
書の写し(助言内容を記録した電子媒体を含む。)を保存する	
ものとする。また、投資顧問契約に基づく助言を電子メール、	
SNS (登録された利用者同士が交流できる Web サイトの	
<u>会員制サービスをいう。)などインターネットを活用して行</u>	
う場合には、顧客に提供した助言の内容を電子媒体に記録	
<u>し、保存するものとする。</u>	
(2)金商業等府令第168条の2の規定により、投資顧問契約に基	
づく助言の内容について、書面の作成に代えて、その全部又は	
<u>一部について音声の記録により保存する場合には、以下の点に</u>	
<u>留意するものとする。</u>	
① 当該音声を記録する電子媒体が、金商業等府令第 157 条第	
2項及び第 181 条第3項に規定する保存期間の耐久性を有	
<u>すること。</u>	
② 当該音声の記録について、ID、パスワード等を管理する	
システムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止する	
<u>システムとなっていること。</u>	
③ 当該音声の記録について、一元的に保管され、助言日、助	
<u>言を行った者、相手方である顧客をキーワードとして、特定</u>	
の記録を容易に検索できるようなシステムとなっており、事	
後的に業務の適切性を容易に検証できる態勢を構築してい	
<u>ること。</u>	
④ 当該音声の記録のバックアップを作成していること。バッ	
クアップについても、上記②を踏まえ安全に管理しているこ	
<u>ے ح</u>	

改正案	現行
⑤ 上記①から④までのほか、Ⅲ-3-3(6)⑤、⑧及び⑨	
<u>に準ずるものとする。</u>	